

有効に維持するの覺悟である。」と宣言せしめた。其後米國政府に於ては右小村條約改正當時の精神に従ひ、大正六年移民法制定の際本邦政府よりの要求により、差別的一切の制限禁止規定を削除せるも、歐洲大戰も終了し差して日本の感情を考量するの必要なき大正十三年に至ると、全く小村通商航海條約の規定、及び締結の經緯を無視し、又我よりの最も強硬な抗議にも拘らず差別的排日移民法を公布するに至つた。

斯くて明治開國以來條約改正の根本方針として本邦歴代當局により固持せられ、小村條約改正により目的を達したところの相互對等の原則は、對內的國權の保持回復には間然するところなかつたが、本邦國民及び貨物・船舶の對外發展を策する上に於て不充分なことは對米移民に關する交渉以來漸次明白となつた。

第六節 日獨・日英協定税率の廢止

小村條約改正の結果設定せる英・獨・佛・伊との相互關稅協定も亦、形式に於ては相互對等なるも本邦産業・通商の保護及對外發展に採り不充分なることは一層顯著なるものがあつた。即ち明治四十四年英國との小村相互關稅協定は、本邦へ輸入の鐵類・毛織物綿織物等の重要物産に對し低率なる關稅の輕減又は据置を約し、英國は之れに對し國法上既に無稅貨物たる羽二重・麥稈眞田・花薙・漆器等に無稅拘束を約するに過ぎず、獨逸に對しても本邦に於ける産業保護の對照たるべき毛織糸・毛織物・染料・藥品等に對し國定税率を低減拘束せるに對し、本邦は其の對償として其の獨逸への輸入額僅少なる羽二重・鈕釦・木蠟・漆器・竹籠類等に對し、第三國協定税率の重修又は之より幾分低きものを拘束せしめたに過ぎず、其の内容實質に付ては我に採り甚だ不利なものであつた。依て後者に對しては大正三年日獨開戰を利用して之を失效せしめ、大正九年の對獨平和條約に於ては條約の復活の自由を認めたが之を復活せしめず、之に代へ其後昭和二年に至り始めて新日獨條約を締結した。其の内容は本邦産豆油に對し片面的に先方の關

稅率を束縛せるものに過ぎない爲め、本邦輸出品の關稅待遇を確保するものとしては不充分であつたけれども、小村條約に比すれば我に採り有利なるものであつた。前者に關しては歐洲大戰及其の以後好況時代に於ては本邦の受ける稅權束縛が、本邦産業保護上差した支障を齎らさなかつたけれども、不況時の到來と共に徐々に其の不便を感じることに明白となつたから、大正七年内田外相時代に於ける戰後條約改正方針に於ては之が廢止を決議し、其の結果其後大正十三年七月十四日、日英間公文の交換により、大正十四年三月十日限り日英相互間の協定税率を全廢することとした。爾後本邦に施ける製鐵及毛織物業に對する保護政策採用せられ其の擡頭は顯著となつた。之に反し佛・伊との小村關稅協定は締結當時其の形式に於て我に不利なる點を有つて居たが、是等兩國への本邦輸出額は常に兩國よりの本邦への輸入額に比し遙かに超過するものであつた爲め、其の存續は却て實質に於て本邦に有利であつた。依て是等兩國は第一次歐洲大戰中前者は大正七年九月、後者は大正五年十二月末を以て、小村條約中協定税率に對し廢棄を通告し來つたけれども、我よりの希望により暫定取極によつて無期限に之を存續せしめることとした。

第七節 戰後條約改正方針の決定

之を要するに歐洲大戰に基き本邦國民・貨物・船舶は海外に對し異常の發展をなすに至りし結果として、明治開國以來小村條約改正迄本邦條約改正の根本方針であつた相互對等の原則を回復保持するのみでは積極的國運の發展上不充分たるを免れないこととなつた。故に大正七年内田外相時代に於ける戰後條約改正方針に於ては、小村條約改正に於て採用した形式的相互對等主義を實質的相互對等主義に矯正する外、更に進んで一面世界各方面に對し自由均等の主義の下に、本邦國民に對する入國・旅行・居住・産業經營の自由及一切の私權享有、本邦への輸入原料品及本邦産輸出貨物に對する輸出入禁止制限の撤廢、並に無稅又は低關稅の維持、本邦船舶に對し一切の事項に對する内國船待